

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年4月1日（火）第2995号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 住民基本台帳法に基づく指定情報処理機関の名称の変更の届出（市町村課取扱い） 2
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく指定認証機関の名称等  
の変更の届出（情報政策課取扱い） 2
- 土地利用基本計画の変更（地域政策課取扱い） 2
- 保安林の指定（2件）（森づくり推進課取扱い） 3
- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 4
- 保安林の指定予定の通知（3件）（森づくり推進課取扱い） 4
- 保安林の指定施業要件の変更（森づくり推進課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 6
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定（水産振興課取扱い） 6
- 肥料の登録の有効期間の更新（食の安全推進課取扱い） 7
- 鹿児島県農業機械整備施設認定要綱の一部を改正する要綱（※）（経営技術課取扱い） 7
- 県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課取扱い） 7
- 地籍調査の成果の認証（農地保全課取扱い） 7
- 道路の区域の変更（3件）（道路維持課取扱い） 8
- 道路の供用の開始（3件）（道路維持課取扱い） 8
- 堤防と保安用敷地との兼用工作物管理協定の締結（河川課取扱い） 11
- 都市計画道路事業の認可（都市計画課取扱い） 11
- 証紙販売人の指定（2件）（会計課取扱い） 11
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉  
サービスの事業の廃止（2件）（鹿児島地域振興局取扱い） 12
- （始良・伊佐地域振興局取扱い） 12
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉  
サービス事業者の指定（2件）（始良・伊佐地域振興局取扱い） 12

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件）  
（商工政策課取扱い） 13

## 人 事 委 員 会 規 則

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（※）  
（総務課取扱い） 14

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 14

## 鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

- アサヒガニの採捕についての指示（鹿児島海区漁業調整委員会取扱い） 14
- うみがめの採捕についての指示（鹿児島海区漁業調整委員会取扱い） 15
- 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示  
（鹿児島海区漁業調整委員会取扱い） 15

## 熊毛海区漁業調整委員会指示

- アサヒガニの採捕についての指示 (熊毛海区漁業調整委員会取扱い) 16
- マダイの採捕についての指示 (熊毛海区漁業調整委員会取扱い) 16
- 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示 (熊毛海区漁業調整委員会取扱い) 16
- うみがめの採捕についての指示 (熊毛海区漁業調整委員会取扱い) 17

## 奄美大島海区漁業調整委員会指示

- 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示 (奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 17
- うみがめの採捕についての指示 (奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 18

## 告 示

## 鹿児島県告示第367号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第5条第3項の規定により、次のとおり住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の14第2項の規定による指定情報処理機関の名称の変更の届出があったものとみなされた。

平成26年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定情報処理機関の名称
  - (1) 変更前  
財団法人地方自治情報センター
  - (2) 変更後  
地方公共団体情報システム機構
- 2 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区一番町25番地
- 3 変更年月日  
平成26年 4 月 1 日

## 鹿児島県告示第368号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第7条第2項の規定により、次のとおり電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第38条第2項の規定による指定認証機関の名称及び主たる事務所の所在地の変更の届出があったものとみなされた。

平成26年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定認証機関の名称
  - (1) 変更前  
財団法人自治体衛星通信機構
  - (2) 変更後  
地方公共団体情報システム機構
- 2 主たる事務所の所在地
  - (1) 変更前  
東京都港区虎ノ門五丁目12番1号
  - (2) 変更後  
東京都千代田区一番町25番地
- 3 変更年月日  
平成26年 4 月 1 日

## 鹿児島県告示第369号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により，土地利用基本計画を次のように変更した。

なお，変更後の土地利用基本計画に係る土地利用基本計画図は，鹿児島県企画部地域政策課並びに関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。

平成26年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 変更の要旨

土地利用基本計画図の都市地域及び森林地域に関する次の表に掲げる変更

変 更 の 概 要	関 係 市 町
都市として総合的に開発・整備・保全する必要がある区域の都市地域の拡大	薩摩川内市，さつま町及び肝付町
現況が森林でない区域の森林地域からの除外	鹿児島市，日置市及び南九州市

#### 鹿児島県告示第370号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成26年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所  
日置市吹上町永吉字一ノ谷9505番，9505番1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第371号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成26年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所  
日置市吹上町永吉字赤迫12099番3から12099番5まで，12122番
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第372号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 保安林予定森林の所在場所

日置市東市来町伊作田字郷戸平5085番・5091番1・5091番2・5092番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、5092番2、字畠ノ尻5098番、5099番1、5099番2、5102番1、5102番3、5103番1、5103番3、5104番1（次の図に示す部分に限る。）、5104番2、5104番3、5105番1、5105番3から5105番8まで、5107番1（次の図に示す部分に限る。）

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第373号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成26年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 保安林予定森林の所在場所

薩摩川内市東郷町藤川字井川4291番、4305番

#### 2 指定の目的

水源の涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第374号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成26年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
薩摩川内市東郷町山田字倉谷2290番1, 2291番1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第375号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成26年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
伊佐市大口平出水字中野2263番3
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第376号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
肝属郡肝付町北方字石入2405番2, 2405番4, 字中谷2424番1, 2424番2, 2424番90から2424番95まで, 字西ノ迫2516番3, 2516番12
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第377号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
国分中央薬局	霧島市国分中央 1 - 25 - 5	平成26年 4 月 1 日	育成医療・更 生医療

### 鹿児島県告示第378号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
すこやか調剤薬局中山店	鹿児島市中山町5236番地 1	平成26年 4 月 1 日	精神通院医療
平成薬局	日置市伊集院町大田795	平成26年 4 月 1 日	精神通院医療

### 鹿児島県告示第379号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成26年 4 月 1 日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成16年10月 8 日鹿児島県告示第1711号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表指宿市区域（指宿市西方，東方，十町，十二町，大牟礼一丁目から五丁目まで，湊一丁目から四丁目まで及び湯の浜一丁目から六丁目までの地区）の項及び平成26年 1 月31日鹿児島県告示第83号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表指宿市岩本区域（指宿市岩本，小牧，新西方及び池田の地区）の項を削る。

平成26年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
指宿市区域 (指宿漁業協同組合の地区)	(1) 主として固定式さし網漁業を営む漁業 (2) 主として磯建網漁業を営む漁業 (3) 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網漁業を営む漁業 (4) 総トン数10トン未満の漁船により主としてはえ縄漁業を営む漁業及び総トン数10トン未満の漁船によ

	り主として一本釣り漁業を営む漁業 (5) 総トン数10トン以上の漁船により主として底びき網漁業を営む漁業 (6) 総トン数10トン以上の漁船により主として一本釣り漁業を営む漁業 (7) 総トン数10トン以上の漁船により主としてまぐろはえ縄漁業を営む漁業及び総トン数10トン以上の漁船により主としてそでいか旗流し漁業を営む漁業 (8) 小型定置漁業 (9) ぶり飼付漁業 (10) (1)から(9)までに掲げる漁業以外の漁業
--	---

**鹿児島県告示第380号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により，次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成26年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1255号	平成32年3月18日	蒸製毛粉	フェザーミール	窒素全量 12.5	該当なし	株式会社 ジャパンファーム	曾於郡大崎町益丸651番地

**鹿児島県告示第381号**

鹿児島県農業機械整備施設認定要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成26年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県農業機械整備施設認定要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県農業機械整備施設認定要綱（昭和57年鹿児島県告示第380号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「農業機械整備施設設置基準（昭和44年5月31日付け44農政第2258号農林事務次官依命通達）」を「特定高性能農業機械の導入に関する計画の策定及びその取扱いについて（平成25年9月4日付け25生産第1751号，25農振第1281号農林水産省生産局長，農村振興局長通知）に定める農業機械整備施設設置基準」に改め，同条第2項中「する場合において」を「行うに当たって」に改め，同条第3項中「交付するものとし」を「交付し」に，「理由を付してその旨」を「その旨及び理由」に改める。

附 則

この要綱は，平成26年 4 月 1 日から施行する。

**鹿児島県告示第382号**

土地改良事業県営中山間地域総合整備（農業用排水施設整備，農道整備，区画整理及び暗渠排水）吾平地区の工事は，平成25年 8 月 5 日に完了した。

平成26年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第383号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により，次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成26年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
龍郷町	平成24年6月11日から 平成25年12月2日まで	地籍図及び地籍簿	龍郷町久場の一部	平成26年 3月17日

## 鹿児島県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年4月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南さつま市笠沙町片浦字迫 椀デラ13579番5地先から 同市笠沙町片浦字大瀬口 13840番地先まで	前 後	6.0～27.1 27.4～69.3	450.5 439.6
		指宿市十二町字宮園2324番 15地先から同市十二町字柴 山487番1地先まで	前 後	14.7～15.4 15.1～23.0	16.0 16.0
県道	阿多川辺線	南さつま市金峰町花瀬字楢 山1603番地先から同市金峰 町花瀬字針原622番3地先 まで	前 前 後	6.6～27.7 13.5～63.6 13.5～63.6	451.0 401.0 401.0
	塚脇財部線	曾於市財部町南俣字杉ノ段 5310番4地先から5314番4 地先まで	前 後	13.6～17.5 12.5～15.5	70.0 70.0

## 鹿児島県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成26年4月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	南さつま市笠沙町片浦字迫 椀デラ13579番5地先から 同市笠沙町片浦字大瀬口13840番地先まで	平成26年 4月1日
		指宿市十二町字宮園2324番15地先から同市十二町字柴山487番1地先まで	
県道	今別府串間線	志布志市志布志町帖字堂田9977番2地先から9975番2地先まで	
	塚脇財部線	曾於市財部町南俣字杉ノ段5310番4地先から5314番4地先まで	



## 鹿児島県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年4月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市五ヶ別府町字小倉ヶ迫73番地先から同市山田町字萩平3632番乙地先まで	前後	6.0～59.2 13.3～79.5	756.7 744.0
		鹿児島市山田町字小畑2114番3地先から同市田上町5253番1地先まで	前後	8.7～33.0 16.9～54.4	272.0 275.0
		鹿児島市直木町4341番1地先から4445番1地先まで	前後	5.9～10.7 6.4～16.4	324.5 324.5
	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字手安字小手安原34番1地先から同町大字手安字畑ヶ尻原471番地先まで	前後	5.7～78.7	1,453.8
			前後	9.0～96.8	1,289.3
			前後	9.0～96.8	1,289.3
	湯出大口線	伊佐市大口平出水字大丸2195番地先から2197番地先まで	前後	7.5～8.1	79.0
			前後	6.0～28.2	79.0
	小山田川田蒲生線	鹿児島市花尾町3469番2地先から3497番地先まで	前後	5.8～9.6	81.6
			前後	5.0～17.3	77.0
	郡元鹿児島港線	鹿児島市宇宿二丁目314番58地先から450番89地先まで	前後	26.3～26.3	71.2
			前後	26.3～31.8	71.2
	戸崎湯之元停車場線	いちき串木野市大里字戸崎原2955番1地先から2958番1地先まで	前後	6.3～11.6	32.8
前後			6.6～13.7	32.8	
鶴田大口線	いちき串木野市大里字焼山2907番1地先から同市大里字六石2904番1地先まで	前後	6.9～9.5	78.8	
		前後	8.6～9.8	78.8	
鶴田大口線	伊佐市大口宮人字矢楯川638番34地先から639番2地先まで	前後	15.8～34.5	437.5	
		前後	15.8～34.5	439.5	

## 鹿児島県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成26年4月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
-------	-----	---------	---------

県道	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市五ヶ別府町字小倉ヶ迫73番地先から同市山田町字萩平3632番乙地先まで	平成26年 4月1日
		鹿児島市山田町字小畑2114番3地先から同市田上町5253番1地先まで	
		鹿児島市直木町4341番1地先から4445番1地先まで	
湯出大口線	伊佐市大口平出水字大丸2195番地先から2197番地先まで		
小山田川田蒲生線	鹿児島市花尾町3469番2地先から3497番地先まで		
郡元鹿児島港線	鹿児島市宇宿二丁目314番58地先から450番89地先まで		
戸崎湯之元停車場線	いちき串木野市大里字戸崎原2955番1地先から2958番1地先まで		
	いちき串木野市大里字焼山2907番1地先から同市大里字六石2904番1地先まで		
鶴田大口線	伊佐市大口宮人字矢楯川638番34地先から639番2地先まで		

## 鹿児島県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年4月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	指宿停車場線	指宿市湊一丁目570番1地先から同市十二町字坂瀬畑495番5地先まで	前	7.2～17.4	697.0
		指宿市湊一丁目570番1地先から同市十二町字坂瀬畑495番1地先まで	後	17.0～30.4	678.8
	阿多川辺線	南さつま市金峰町花瀬字針原623番1地先から同市金峰町花瀬字下原297番2地先まで	前 後 後	4.8～17.3 4.8～25.7 14.2～54.2	1,839.5 1,844.3 1,550.7

## 鹿児島県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成26年4月1日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	指宿停車場線	指宿市湊一丁目570番1地先から同市十二町字坂瀬	平成26年

畑495番1地先まで

4月1日

**鹿児島県告示第390号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に基づき、次のとおり保安用敷地の管理者が河川管理施設の管理を行う。

なお、その関係図書は、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 河川の名称、河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の名称	河 川 管 理 施 設 の 位 置
二級河川 八幡川水系 八幡川	左岸堤防	鹿児島市喜入中名町2880番15
二級河川 愛宕川水系 愛宕川	左岸堤防	鹿児島市喜入中名町2880番15

## 2 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 J X日鉱日石油基地株式会社

住 所 鹿児島市喜入中名町2856番5

代表者 代表取締役社長 塩見富士男

## 3 管理の内容

(1) 維持管理

(2) 河川工事（河川管理者の原因に基づく改良工事を除く。）

## 4 管理の期間

平成26年4月1日から平成36年3月31日まで

**鹿児島県告示第391号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成26年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 施行者の名称

薩摩川内市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 川内都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・11号駅前白和線

## 3 事業施行期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

## 4 事業地

(1) 収用の部分

薩摩川内市鳥追町地内

(2) 使用の部分

なし

**鹿児島県告示第392号**

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第5条の規定により、収入証紙販売人を次のとおり指定した。

平成26年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	住 所	販売所の所在地	指定年月日
種子屋久農業協同組合 代表理事組合長 鮫島忠雄	熊毛郡中種子町野間 5281番地	熊毛郡屋久島町尾之間 351番地	平成26年4月1日

## 鹿児島県告示第393号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第5条の規定により、収入証紙販売人を次のとおり指定した。

平成26年4月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	住 所	販売所の所在地	指定年月日
龍郷町職員組合 執行委員長 納久美子	大島郡龍郷町浦110番 地	大島郡龍郷町浦110番 地 龍郷町役場内	平成26年4月1日

## 鹿児島地域振興局告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成26年4月1日

鹿児島地域振興局長 桑水流力郎

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
みどりホーム	日置市伊集院町 猪鹿倉661-4	社会福祉法人明 和会	日置市伊集院町 下神殿1420番地 1	桑水流久子	平成26年 3月31日	共同生活 援助

## 始良・伊佐地域振興局告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成26年4月1日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
星塚デイサービスセンター	霧島市横川町下 ノ240番地13	社会福祉法人桃 蹊会	霧島市牧園町高 千穂3617番地	古江 増蔵	平成26年 3月31日	生活介護

## 始良・伊佐地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年4月1日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事 業 所		申 請 者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

ふくしサービス センターきりし まはっぴい	霧島市隼人町真 孝3133番地	社会福祉法人グ リーンコープ	福岡市博多区博 多駅前一丁目5 番1号	行岡 良治	平成26年 4月1日	居宅介護 ・重度訪 問介護・ 同行援護
-----------------------------	--------------------	-------------------	---------------------------	-------	---------------	------------------------------

始良・伊佐地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 4 月 1 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
就労継続支援事 業所ゆいの光	始良市加治木町 木田5348番地 170	株式会社ゆいの 光	始良市加治木町 木田5348番地 170	石原 清美	平成26年 4月1日	就労継続 支援A型

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により南九州市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年4月1日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
タイヨーえい店  
南九州市知覧町郡1386番地1
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
  - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年10月31日
  - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年10月31日

3 意見の概要

当該店舗については、これまで営業してきており、特に環境的な問題は生じていない。  
また、今回の営業時間並びに駐車可能時間の延長に伴い発生する騒音関係、駐車需要の充足、廃棄物の処理、運搬、町並みづくり等いずれも周辺環境を損なうものではなく、支障はないと思われま。

なお、小売業者の変更についても支障はないと思われま。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により南九州市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年4月1日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 4 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
タイヨー知覧店  
南九州市知覧町郡中松17772番地
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日

- (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年10月31日
- (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成25年10月31日

### 3 意見の概要

当該店舗については、これまで営業してきており、特に環境的な問題は生じていない。

また、今回の営業時間並びに駐車可能時間の延長に伴い発生する騒音関係、駐車需要の充足、廃棄物の処理、運搬、町並みづくり等いずれも周辺環境を損なうものではなく、支障はないと思われます。

なお、小売業者の変更についても支障はないと思われます。

## 人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

### 鹿児島県人事委員会規則第1号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年鹿児島県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「鹿児島県道路公社  
鹿児島県土地開発公社」を「鹿児島県道路公社」に改める。

別表第2中「公益財団法人鹿児島県体育協会」を「公益財団法人鹿児島県体育協会  
一般社団法人九州観光推進機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第32号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年4月1日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRヴァン・ヘルシングII F P V	株式会社藤商事	4P0103
ぱちんこ遊技機	CRフィーバーモーレッツ宇宙海賊R	株式会社三共	4P0117
回胴式遊技機	おとめ妖怪ざくろKK	株式会社北電子	3S1181
回胴式遊技機	ニューペガサス	株式会社エマ	3S1253
回胴式遊技機	ケロット3 E E	山佐株式会社	4S0119

## 鹿児島海区漁業調整委員会指示

### 鹿児島海区漁業調整委員会指示第26-1号

鹿児島海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する

場合は、この限りでない。

平成26年4月1日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 野村義也

- 1 体長制限  
甲長8センチメートル以下のアサヒガニは採捕してはならない。
- 2 禁止期間  
5月1日から8月31日までの間は、アサヒガニを採捕してはならない。
- 3 指示の有効期間  
平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

#### 鹿児島海区漁業調整委員会指示第26-2号

鹿児島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成26年4月1日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 野村義也

（定義）

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまいをいう。  
（採捕等の制限）
- 2 鹿児島海区においては、うみがめ（うみがめの卵を含む。3、8及び9において同じ。）を採捕してはならない。ただし、次に掲げる者であって、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、鹿児島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
  - (1) 試験研究の用に供しようとする者
  - (2) 増殖の用に供しようとする者
  - (3) その他委員会が特に認める者（採捕期間の制限）
- 3 2の承認を受けた者（2の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。）であっても、6月1日から7月31日までの間は、採捕してはならない。  
（雌うみがめの採捕の禁止）
- 4 2の承認を受けた者であっても、雌うみがめの採捕をしてはならない。  
（承認証の交付）
- 5 委員会は、2の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。  
（承認証の携帯）
- 6 2の承認を受けた者は、5の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。  
（承認の取消し）
- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。  
（取扱要領）
- 8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。  
（所持又は販売の禁止）
- 9 2の承認を受けずに採捕されたうみがめ（標本及び剥製を含む。）を所持し、又は販売してはならない。  
（指示の有効期間）
- 10 この指示の有効期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

#### 鹿児島海区漁業調整委員会指示第26-3号

鹿児島海区における「浮魚礁」（中層式魚礁を含む。ただし、鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第7条第2号サのしいらづけ漁業で使用する「つけ」は除く。）の

敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成26年4月1日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 野村義也

1 敷設の承認等

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする者は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」により、鹿児島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の承認を受けた浮魚礁を利用して、一本釣漁業、ひき縄漁業等を操業しようとする者は、当該浮魚礁を敷設した者の利用承認を受けなければならない。
- (3) 平成23年4月1日鹿児島海区漁業調整委員会指示第23-3号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間は、第1号の承認を受けたものとみなす。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

### 熊毛海区漁業調整委員会指示

#### 熊毛海区漁業調整委員会指示第26-1号

熊毛海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

平成26年4月1日

熊毛海区漁業調整委員会会長 宇辰政俊

1 体長制限

甲長8センチメートル以下のアサヒガニは、採捕してはならない。

2 禁止期間

5月1日から9月30日までの間は、アサヒガニを採捕してはならない。

3 指示の有効期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

#### 熊毛海区漁業調整委員会指示第26-2号

熊毛海域におけるマダイの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成26年4月1日

熊毛海区漁業調整委員会会長 宇辰政俊

1 体長制限

全長13センチメートル以下のマダイは採捕してはならない。

2 指示の有効期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

#### 熊毛海区漁業調整委員会指示第26-3号

熊毛海区における「浮魚礁」（中層式魚礁を含む。ただし、鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第7条第2号サのしいらづけ漁業で使用する「つけ」は除く。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成26年4月1日

熊毛海区漁業調整委員会会長 宇辰政俊

1 敷設の承認等

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする者は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」により、熊毛海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。



- (2) 前号の承認を受けた浮魚礁を利用して、一本釣漁業、ひき縄漁業等を操業しようとする者は、当該浮魚礁を敷設した者の利用承認を受けなければならない。
- (3) 平成23年4月1日熊毛海区漁業調整委員会指示第23-3号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際、現に存するものについては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までは、第1号の承認を受けたものとみなす。
- 2 指示の有効期間  
この指示の有効期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

#### 熊毛海区漁業調整委員会指示第26-4号

熊毛海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成26年4月1日

熊毛海区漁業調整委員会会長 宇辰政俊

(定義)

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまいをいう。  
(採捕等の制限)
- 2 熊毛海区においては、うみがめの採捕（うみがめの卵の採取を含む。以下同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる者であつて、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、熊毛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
- (1) 試験研究の用に供しようとする者  
(2) 増殖の用に供しようとする者  
(3) その他委員会が特に認める者  
(採捕期間の制限)
- 3 2の承認を受けた者（2の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。）であっても、6月1日から7月31日までの間は、採捕してはならない。  
(雌うみがめの採捕の禁止)
- 4 2の承認を受けた者であっても、雌のうみがめの採捕をしてはならない。  
(承認証の交付)
- 5 委員会は、2の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。  
(承認証の携帯)
- 6 2の承認を受けた者は、5の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。  
(承認の取消し)
- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。  
(取扱要領)
- 8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。  
(所持又は販売の禁止)
- 9 2の承認を受けないで採捕されたうみがめ（標本及び剥製を含む。）を所持し、又は販売してはならない。  
(指示の有効期間)
- 10 この指示の有効期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

#### 奄美大島海区漁業調整委員会指示

#### 奄美大島海区漁業調整委員会指示第26-1号

奄美大島海区における浮魚礁（中層式魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、

次のとおり指示する。

平成26年4月1日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

1 敷設の承認等

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする者（鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第7条第2号サのしいらづけ漁業の許可を受けようとする者を除く。）は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の承認を受けて敷設した浮魚礁を利用して操業しようとする者は、敷設者の承認を受けなければならない。
- (3) 平成23年4月1日奄美大島海区漁業調整委員会指示第23-1号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間は、第1号の承認を受けたものとみなす。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

**奄美大島海区漁業調整委員会指示第26-2号**

奄美大島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成26年4月1日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

（定義）

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまいをいう。  
（採捕等の制限）
- 2 奄美大島海区においては、うみがめ（うみがめの卵を含む。3、8及び9において同じ。）を採捕してはならない。ただし、次に掲げる者であって、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
  - (1) 試験研究の用に供しようとする者
  - (2) 増殖の用に供しようとする者
  - (3) その他委員会が特に認める者（採捕期間の制限）
- 3 2の承認を受けた者（2の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。）であっても、6月1日から7月31日までの間は、採捕してはならない。  
（雌のうみがめの採捕の禁止）
- 4 2の承認を受けた者であっても、雌のうみがめを採捕してはならない。  
（承認証の交付）
- 5 委員会は、2の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。  
（承認証の携帯）
- 6 2の承認を受けた者は、5の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。  
（承認の取消し）
- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。  
（取扱要領）
- 8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。  
（所持又は販売の禁止）
- 9 2の承認を受けないで採捕されたうみがめ（標本及び剥製を含む。）を所持し、又は販売してはならない。

（指示の有効期間）

- 10 この指示の有効期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。